

各 位

会 社 名：株式会社電通
（コード：4324 東証第 1 部）
代表者名：代表取締役社長 高嶋 達佳
問合せ先：広報室室長 小林 光二
（ T E L : 03 - 6216 - 8041 ）

会 社 名：株式会社サイバー・コミュニケーションズ
（コード：4788 東証マザーズ）
代表者名：代表執行役社長 長澤 秀行
問合せ先：執行役最高財務責任者 八重樫 真樹
（ T E L : 03 - 5425 - 6274 ）

株式会社電通による株式会社サイバー・コミュニケーションズの 完全子会社化に関する株式交換契約締結について

株式会社電通（以下、「電通」といいます。）及び株式会社サイバー・コミュニケーションズ（以下、「cci」といいます。）は、本日平成 21 年 5 月 21 日開催の各社取締役会において、平成 21 年 7 月 31 日を効力発生日として、下記のとおり、電通を株式交換完全親会社、cci を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、電通については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ないで行われる予定です。

また、cci の株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、平成 21 年 7 月 27 日に東京証券取引所マザーズ市場（以下、「東証マザーズ」といいます。）において上場廃止（最終売買日は平成 21 年 7 月 24 日）となる予定です。

記

1 . 株式交換による完全子会社化の目的

（ 1 ）本株式交換の目的

平成 21 年 1 月 30 日付の「株式会社サイバー・コミュニケーションズの株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下、「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、電通は、以下で詳述する電通及び cci 両社の認識に基づき、cci の完全子会社化を目指して、平成 21 年 2 月 2 日から平成 21 年 3 月 16 日までを買付け等の期間として、cci の発行済株式のすべて（ただし、電通が保有する cci 株式及び cci が保有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本日現在、電通は cci 株式 445,709 株（cci の発行済株式数 517,995 株（平成 21 年 4 月 30 日現在）に占める所有割合で 86.05%、議決権割合でも同じく 86.05%（注））を保有するに至っておりますが、今般、当初より予定していた cci の完全子会社化を完遂することを目的として、本株式交換を行うことといたしました。

平成8年に電通とソフトバンク株式会社の合併により設立された cci は、メディアレップ、すなわちインターネットメディアにとっては広告枠を販売する営業組織として、広告会社及び広告主にとっては広告枠を購入する仕入れ組織として、両者を結びつける役割を果たしてきました。cci は電通との緊密な取引関係を維持しつつも独自に成長機会を追求し、インターネットメディア及びモバイルメディアの広告枠の取扱いや、幅広い代理店との取引等の点で業界をリードする企業のひとつとして現在に至っております。同時に、cci はメディアプランニング、広告配信技術の提供、広告クリエイティブの制作、ECソリューションの提供等、インターネット広告市場の黎明期より業界全体の発展に尽くし、これまで同市場の拡大に貢献してきました。

周知のとおり、インターネットを駆使した広告手法の高度化や効率化等は急速に進んでおり、生活者と企業、さらには生活者同士を結ぶ多くの新しいマーケティング・アプローチが生み出されています。インターネットは、テレビCMからキャンペーンサイトへの誘導、新聞や雑誌とEコマースの連動、イベントの認知又は集客のための活用等、他の様々な広告メディアと組み合わせられるクロスメディア・マーケティングの中心に据えられ、企業のマーケティング活動におけるその重要性を急速に高めております。

世界的な金融危機の影響を受け、経済全体として短・中期的に厳しい景況が見込まれる現在、広告市場もその影響を免れることは困難ですが、上述のようなインターネットやデジタル技術を活用したマーケティング・コミュニケーションへの社会的な関心やニーズは着実に高まっており、国内外企業によるサービス・技術開発を巡る競争の激化と相俟って、電通グループもデジタル事業領域の基盤強化を、一段と加速して進めていく必要があります。

このような状況の下、cci は従来から取り組んできたメディアレップ事業を事業の中核に据えながら、高度なテクノロジーを基盤に、インターネット広告に関わるあらゆるサービスをワンストップで提供する「トータル・インタラクティブ・マーケティング・サービス・カンパニー」を目指し、さらにはインターネットの枠を超えた新しい時代のマルチプラットフォームでのマーケティング・サービスを創造することを経営方針に掲げております。

すなわち、世界初の「本格的アドマーケットプレイス」の提供企業となることを目指し、最先端のアドテクノロジー（広告技術）と広告キャンペーンデータ、ノウハウを駆使した「アドマーケットプレイス」を通じて、最適なメディアプランニングと効率的な広告取引プラットフォームを提供する、また、そこに必要なあらゆる機能を先んじて提供し、業界スタンダードとしての地位を早期に確立する、

グローバルレベルで最先端の「アドテクノロジー」を提供する企業を目指し、先進的アドテクノロジーを装備し、いかなる環境変化にも対応可能な「トータル・インタラクティブ・マーケティング・サービス・カンパニー」となる、「アドマーケットプレイス」の成功に向けて「先端知の創造と共有集団」を目指し、グループ社員全員が最高度の情報感度と創造力を発揮するとともに、各人が得た先端知を共有化して企業価値の増大に結びつける、という3点を cci グループの基本理念として掲げております。そしてインターネットメディアを中心としたコミュニケーション・サービスの社会的重要性がますます高まる中、クライアントが求めるあらゆるマーケティング・ニーズに対応し、より充実したサービスの提供を目指していくこととしております。

他方、電通及び電通グループの今後の成長戦略を考える上でも、インターネットを中心とするデジタル事業領域の重要性は近年急速に高まっており、現在では電通グループの今後の成長の基軸となる中核的事業のひとつであると認識しております。当該事業領域における技術、社会及び競争環境の変化は急激であり、電通グループがこれらの変化に迅速に対応しながら、中長期的な展望をもって競争力の強化と事業基盤の確立を進めていくには、電通グループ各社が持てる資源と能力を結集してシナジーの最大化を着実かつ迅速に進めていく必要があります。電通としては、かかるグループとしての総合力強化にあたり、高い専門性が求められるデジタル事業領域でのコミュニケーション・デザインの能力、クロスメディア視点での総合的な提案力と営業力、新しいコミュニケーション事業やテクノロジーの開発力を強化することが特に重要な課題であると認識しております。

この点、cci が長きにわたって蓄積したインターネット広告に関する知見、プランニング能力、先端的アドテクノロジー及びデジタル事業開発力は、今後の電通グループ全体の成長を目指すにあたって欠くことのできない重要な資源であり、これらを電通が提供する総合的なコミュニケーション・サービスと有機的に組み合わせることで、メディアとクライアントの双方の課題解決に向け、より効果的かつ創造的なソリューションの提案とデジタル領域での新収益獲得に向けた事業推進体制を整えることができると考えております。しかし、デジタル事業領域は成長領域である反面、当該事業領域における競争は広告業界のみならず異業種からの参入も含めて一段と激しくなるものと予想されます。これに備えるために、今後 cci を含めた電通グループで、デジタル事業領域におけるテクノロジー開発やプラットフォーム事業の展開等、中長期的視点から競争力を強化し、企業価値の増大に資する施策を積極的に行っていく必要があります。これら施策は一面で短期的には必ずしも cci に利益をもたらさない可能性もあります。すなわち、上場企業として重視すべき各期利益の最大化という課題と電通グループのデジタル事業領域の中核企業として求められる中長期的競争力の強化という課題は、ときとして両立困難となる可能性もあり、今後、電通グループのデジタル事業領域における体制再編を円滑かつ迅速に実行するためにも、電通による cci の完全子会社化が必要であると考えております。

一方、cci の見地からも、インターネット広告を巡る技術及びビジネス・モデルの変化が急激に進行する現在、一段の人的・物的投資を継続的に行って取引先へのサービスレベルの向上を図り、持続的な成長を維持していくことが必要であると考えられます。電通の完全子会社となることにより、cci が自社の経営資源のみならず、親会社である電通及び電通グループ各社の有する人的・物的、そして知的資源及びメディア等との強い関係・ネットワークを有効かつ十分に活用できる体制を実現することは、cci の従前からの競争力を一層強化するとともに、cci の事業構造をより柔軟かつ広範なものとし、また、cci の最大の販売先である電通及び電通グループからの商流の拡大が期待されることに加えて、現在の取引先へのサービスレベルを格段に向上させるとともに、新技術を活用したデジタルメディア事業等への本格的な参入等を通じて、さらなる cci の成長と企業価値の増大を促すものと考えております。

以上のような認識に基づき、両社は、本公開買付けにより電通が cci の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、公開買付けの開始に関するお知らせにも記載したとおり、本株式交換を実施し、cci を完全子会社化することを予定しておりました。

かかる経緯を踏まえ、本日、両社は、それぞれの取締役会において、平成 21 年 7 月 31 日を効力発生日として、本株式交換を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしました。

(注) 電通の保有する cci 株式に係る議決権の数 445,709 個が、cci の平成 21 年 4 月 30 日現在の総株主の議決権の数 517,981 個に占める割合として算出しております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。また、cci の総株主の議決権の数は、平成 21 年 4 月 30 日現在の発行済株式数 517,995 株から、同日現在 cci が保有する自己株式 14 株を除いた 517,981 株に係る議決権の数としております。

(2) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 21 年 7 月 31 日をもって、cci は電通の完全子会社となり、cci 株式は平成 21 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 21 年 7 月 24 日）となる予定です。上場廃止後は東証マザーズにおいて cci 株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の目的は、上記(1)のとおりであり、cci 株式の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

cci 株式が上場廃止となった後も、本株式交換により cci 株主の皆様が割り当てられる電通株式は、東京証券取引所市場第一部（以下、「東証第 1 部」といいます。）に上場されており、本株式交換後も同取引所市場での取引が可能であることから、cci 株式を 5 株以上保有し本株式交換により電通株式の単元株式数である 100 株以上の電通株式の割当てを受ける cci 株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、5株未満の株式を保有する cci 株主の皆様には、電通株式の単元株式数である 100 株に満たない電通株式が割り当てられます。単元未満株式については東証第 1 部において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を有する株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、電通に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、電通の単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を電通から買い増すことができる、いわゆる単元未満株式の買増制度については、電通が同制度を規定する定款変更議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 160 回定時株主総会に上程する予定であるため、同総会における当該定款変更議案の承認後にご利用いただくことが可能になる予定です。かかる取扱いの詳細については、下記 2 .(2)(注 3) をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、下記 2 .(2)(注 4) をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換に係る株式交換比率については、前述のとおり、電通が cci の総株主の議決権の 86.05% を所有している親会社であることから、その公正性・妥当性を確保するため、両社は、後記 2 .(3) でご説明しておりますとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネスオピニオン」）を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

cci の取締役会は、前述のとおり、電通が cci の総株主の議決権の 86.05% を所有している親会社であることに鑑み、リーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所(以下、「T M I」といいます。)からの法的助言を受け、本株式交換に係る cci の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、本公開買付けに先立ち設置していた電通及び cci から独立した外部のメンバーによって構成される第三者委員会から得られる答申を最大限尊重することとした上で、第三者委員会に対し、本株式交換に係る決議の方針についての答申を cci の取締役会に対して提出することを要請いたしました。具体的には、第三者委員会に対して、本株式交換に係る株式交換比率その他の諸条件及びその決定プロセスの公正性が確保されているか、本株式交換が公正な手続を通じて株主の利益に配慮しているかについて諮問いたしました。なお、第三者委員会の委員としては、本公開買付けに係る第三者委員会と同様、電通及び cci から独立性のある、弁護士である須藤英章氏、税理士である宮城一浩氏及び株式会社エル・ピー・エス代表取締役兼オリンパス株式会社社外取締役である千葉昌信氏の 3 名を選定しております。

第三者委員会は、本株式交換の決定に先立ち、平成 21 年 4 月 15 日より同年 5 月 19 日まで合計 3 回開催され、cci の外部アドバイザー（リーガル・アドバイザーである T M I、第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三菱 U F J 証券株式会社（以下、「三菱 U F J 証券」といいます。)) の出席のもと、上記諮問事項についての審議を慎重に行いました。第三者委員会は、cci の担当役員及び上記外部アドバイザーから、第三者算定機関の独立性に関する事項、株式交換比率の算定に重大な影響を与える事項の有無についての調査の方法及びその結果に関する事項、株式交換比率分析手法の合理性、分析の前提事実の適正性、利害関係者からの不当な干渉の有無、株式交換比率の決定プロセスの公正性に関する事項、開示の適正性に関する事項についての説明を受け、cci が第三者算定機関である三菱 U F J 証券から取得した予備的価値評価分析の分析結果、上記外部アドバイザーから得た助言の内容、その他 cci が提出した諸々の資料を検討しました。かかる審議の結果として、第三者委員会は、平成 21 年 5 月 20 日に、本株式交換に係る株式交換比率その他の諸条件及びその決定プロセスの公正性が確保されていると判断することは合理的であり、本株式交換が公正な手続を通じて株主の利益に配慮していると判断することは合理的である旨の答申書を cci の取締役会に提出しました。なお、これに先立ち、既に、第三者委員会は本公開買付けの実施の際にも、cci の取締役会に対

して、本公開買付け及び本株式交換等が cci の企業価値向上に資すると判断することは合理的であり、本公開買付けに係る公開買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理的であり、本公開買付けが公正な手続を通じて株主の利益に配慮していると判断することは合理的である、旨の答申書を提出しております。

cci の取締役会は、平成 21 年 5 月 20 日の第三者委員会からの答申を受け、リーガル・アドバイザーである TMI から助言を得るとともに、第三者算定機関である三菱 U F J 証券より提出された予備的価値評価分析（なお、cci は、第三者算定機関その他の評価機関からフェアネスオピニオンの取得は行っておりません。）を踏まえて、当該第三者委員会の答申の内容を最大限尊重しつつ、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討した結果、本株式交換は、電通とのさらなる連携の強化を通じて得られる相乗効果により cci の経営基盤を強化し、cci の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本株式交換比率その他の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換を承認する旨の決議をしております。

なお、本株式交換に先立つ本公開買付けを審議及び決議した cci の取締役会において、cci の取締役のうち遠谷信幸氏は、電通のインタラクティブ・メディア局長としての地位を有し、電通における本公開買付けの検討に不可欠な役割を果たす者として必要な限度で電通の立場において本公開買付けに関する cci との協議・交渉にも参加していたことに鑑み、利益相反回避の観点から、審議及び決議には参加いたしませんでした。また、cci のその他の取締役のうち、森岡泰郎、田中芳樹及び杉本晶の各氏は電通の従業員としての地位を、また、同じく電通の従業員である渡邊竜介氏は電通の子会社である株式会社 電通レーザーフィッシュへ出向し、同社において代表取締役としての地位をそれぞれ有しているため、利益相反回避の観点から、cci においては、上記取締役会決議に先立ち、上記の遠谷信幸氏のほかこれらの者を除く取締役により審議を行い、当該取締役の全員一致で本公開買付けを承認する旨の決議を行いました。本株式交換が本公開買付けと一連の過程として行われるものであることから、上記と同様の趣旨より、本株式交換に関する cci の取締役会の審議及び決議は、上記のような本公開買付けと同様の手続を経て行われております。

また、上記の森岡泰郎、田中芳樹、杉本晶及び渡邊竜介の各氏は、本株式交換に関し、電通の立場において cci との協議・交渉に参加しておらず、さらに、本株式交換に関し cci の取締役として行う職務の執行（上記の取締役会の審議及び決議を含む。）が電通従業員の立場を離れて各氏の裁量・責任で行われるものであるとの理解の下、当該職務執行の内容について、電通従業員として電通から責任追及その他一切の不利益を受けない旨の書面による確約を電通から得ております。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株主総会基準日（cci）	平成 21 年 3 月 31 日（火）
株式交換決議取締役会（両社）	平成 21 年 5 月 21 日（木）
株式交換契約締結（両社）	平成 21 年 5 月 21 日（木）
株式交換契約承認株主総会（cci）	平成 21 年 6 月 25 日（木）（予定）
上場廃止日（cci）	平成 21 年 7 月 27 日（月）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 21 年 7 月 31 日（金）（予定）

（注）本株式交換は、電通については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ないで行われる予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社電通 （株式交換完全親会社）	株式会社サイバー・コミュニケーションズ （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	23.62

株式交換により発行する新株式数	電通は、その保有する自己株式を本株式交換により交付すべきすべての株式の割当てに充当する予定です。
-----------------	--

(注1) 株式の割当比率

cci 普通株式 1 株に対して、電通普通株式 23.62 株を割当交付します。ただし、電通が保有する cci 普通株式 (本日現在 445,709 株) については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により発行する新株式数

電通は、本株式交換に際して、本株式交換により電通が cci の発行済株式 (ただし、電通が保有する cci の株式は除きます。) の全部を取得する時点の直前時 (以下、「基準時」といいます。) の cci の株主名簿に記載又は記録された cci の株主の皆様 (ただし、電通は除きます。) に対し、その所有する cci の普通株式に代わり、その所有する cci の普通株式 1 株につき電通の普通株式 23.62 株の割合をもって算定した数の電通の普通株式を交付します。これにより、電通は、普通株式 1,707,064 株を交付することとなるところ、その交付する普通株式の全部に電通が有する自己株式を使用する予定ですが、この交付予定の株式数は、平成 21 年 4 月 30 日時点における cci の普通株式の発行済株式数 (517,995 株)、cci の保有する自己株式数 (14 株) 及び電通が保有する cci の普通株式の株式数 (445,709 株) に基づいて算出しているものであり、cci による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

なお、cci は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する cci の取締役会の決議により、自己株式 (本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。) を基準時において実務上可能な範囲で消却する予定です。(なお、平成 21 年 4 月 30 日時点で cci が保有する自己株式は 14 株です。)

(注3) 単元未満株の取扱い

本株式交換に伴い、電通の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、電通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買増制度 (100 株への買増し)

電通の単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を電通から買い増すことができる制度です。ただし、電通は、この制度を規定する定款変更議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 160 回定時株主総会に上程する予定であるため、この制度は、同総会における当該定款変更議案の承認後にご利用いただくことが可能になる予定です。

単元未満株式の買取制度 (単元未満株式の売却)

電通の単元未満株式を有する株主が、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、電通に対しその有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、電通の 1 株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様については、会社法第 234 条第 1 項・第 2 項の規定により、その端数の合計数 (その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。) に相当する数の電通の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、電通は野村證券株式会社 (以下、「野村證券」といいます。) を、cci は三菱 UFJ 証券を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、電通については、電通が東証第 1 部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法

(諸条件を勘案し、平成 21 年 5 月 20 日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値及び電通による「平成 21 年 3 月期決算短信」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 5 月 20 日までの期間の各取引日株価終値平均)を採用して算定を行いました。cci については、cci が東証マザーズに上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法(諸条件を勘案し、平成 21 年 5 月 20 日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値及び cci による「平成 21 年 3 月期決算短信」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 5 月 20 日までの期間の各取引日株価終値平均)を、また、cci には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 法を採用して算定を行いました。なお、電通の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	交換比率算定結果
市場株価平均法	1 : 21.955 ~ 22.381
類似会社比較法	1 : 2.849 ~ 8.189
DCF 法	1 : 18.199 ~ 25.299

一方、三菱UFJ証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、電通については、電通が東証第 1 部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析(諸状況を勘案し、平成 21 年 5 月 18 日を基準日とし、電通による「平成 21 年 3 月期決算短信」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 12 日から基準日までの期間、電通による「平成 21 年 3 月期業績予想および期末配当予想の修正に関するお知らせ」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 8 日から基準日までの期間、平成 21 年 4 月 20 日から基準日までの 1 ヶ月間及び平成 21 年 2 月 19 日から基準日までの 3 ヶ月間の各取引日の株価終値平均)を採用して分析を行いました。cci については、cci が東証マザーズに上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析(諸状況を勘案し、平成 21 年 5 月 18 日を基準日とし、cci による「平成 21 年 3 月期決算短信」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 12 日から基準日までの期間、cci による平成 21 年 3 月期の「業績予想の修正に関するお知らせ」公表の翌営業日である平成 21 年 5 月 8 日から基準日までの期間、平成 21 年 4 月 20 日から基準日までの 1 ヶ月間及び平成 21 年 2 月 19 日から基準日までの 3 ヶ月間の各取引日の株価終値平均)を、また、cci には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF 分析を採用して分析を行いました。なお、電通の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	交換比率算定結果
市場株価分析	1 : 21.6 ~ 25.3
類似会社比較分析	1 : 4.6 ~ 11.5
DCF 分析	1 : 20.9 ~ 32.5

算定の経緯

電通及び cci は上述の算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を慎重に検討し、また、本公開買付けの結果を考慮した上で、cci 株式の評価については本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として検討・交渉・協議を重ね、cci においては上記 1.(5)の第三者委員会の答申の内容も踏まえた結果、それぞれが上記 2.(2)の本株式交換における株式交換比率が妥当であるとの判断に

至ったため、それぞれ平成 21 年 5 月 21 日に開催された取締役会にて承認を受け、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、かかる株式交換比率は電通又は cci の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合等においては、当事会社間で協議の上変更することがあります。

算定機関との関係

電通の第三者算定機関である野村證券及び cci の第三者算定機関である三菱UFJ証券はいずれも、電通及び cci から独立しており、電通及び cci の関連当事者には該当いたしません。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

cci が発行するすべての新株予約権については、cci の株式交換契約承認株主総会にて、本株式交換に係る株式交換契約が承認された後、本株式交換の効力発生日の前日までに、cci が無償で取得し、それらを消却する予定です。また、旧商法第 280 条ノ 19 に基づいて cci が発行したすべての新株引受権については、本日までに各新株引受権者からその保有するすべての新株引受権を放棄する旨の同意を得たことにより、いずれも消滅しております。なお、cci は、新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式交換当事会社の概要

	平成 21 年 3 月 31 日現在	平成 21 年 3 月 31 日現在
(1) 商 号	株式会社電通	株式会社サイバー・コミュニケーションズ
(2) 事 業 内 容	広告業	インターネット広告事業
(3) 設 立 年 月 日	明治 39 年 12 月 27 日	平成 8 年 6 月 5 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号	東京都港区東新橋二丁目 14 番 1 号
(5) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 高嶋 達佳	取締役兼代表執行役社長 長澤 秀行
(6) 資 本 金	58,967 百万円	2,457 百万円
(7) 発 行 済 株 式 数	278,184,000 株	517,995 株
(8) 純 資 産	473,149 百万円 (連結)	7,321 百万円 (連結)
(9) 総 資 産	1,092,543 百万円 (連結)	19,114 百万円 (連結)
(10) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従 業 員 数	17,921 名 (連結)	408 名 (連結)

(12) 主要取引先	産業各界の各社、官公庁、媒体社	広告代理店、媒体社
(13) 大株主及び持株比率	(株)電通 10.77% (社)共同通信社 7.37% (株)時事通信社 7.10% 日本マスタートラスト信託銀行(株) 4.40% (株)みずほコーポレート銀行 4.07%	(株)電通 86.05% (有)メディアウェイブパブリッシング 0.31% メリルリンチ インターナショナル エクイティデリバティブス 0.28% 世紀エステート(株) 0.19% 多木良國 0.14%
(14) 主要取引銀行	(株)みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行	(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係	電通は cci の株式 445,709 株 (持株比率 86.05%) を保有し、cci を連結子会社としております。(平成 21 年 4 月 30 日現在)
	人的関係	電通より cci へ社外取締役 5 名を派遣しております。
	取引関係	電通は cci からの広告枠の仕入れ及び cci に対する広告関連業務の委託等を行っております。
	関連当事者への該当状況	cci は、電通の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(16) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

決 算 期	株式会社電通（完全親会社） （連結）			株式会社サイバー・コミュニケーションズ（完全子会社） （連結）		
	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成19年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期
売 上 高	2,093,976	2,057,554	1,887,170	48,850	51,762	68,232
営 業 利 益	62,834	56,126	43,184	1,439	1,048	284
経 常 利 益	70,044	67,993	53,363	1,375	929	327
当期純利益（損失）	30,688	36,246	20,453	303	611	1,121
1株当たり当期純利益 （損失）（円）	11,193.17	13,202.77	79.61	590.18	1,186.77	2,175.35
1株当たり配当金（円）	3,000	3,500	35	200	200	0
1株当たり純資産（円）	202,188.02	206,602.50	1,823.23	14,974.38	14,195.14	11,870.43

(注1) 平成21年3月期については、各社が公表している決算短信に基づいています。

(注2) 電通の平成21年3月期の1株当たり当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり純資産は平成20年11月28日付けで公表しております株式分割を踏まえた額を記載しております。

4. 株式交換後の状況

(1) 商 号	株式会社電通
(2) 事 業 内 容	広告業
(3) 本 店 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目8番1号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高嶋 達佳
(5) 資 本 金	58,967百万円
(6) 純 資 産（連結）	現時点では確定しておりません。
(7) 総 資 産（連結）	現時点では確定しておりません。
(8) 決 算 期	3月31日

(9) 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理及びのれんの金額等に関しては、現時点では確定しておりません。

(10) 今後の見通し

cci は電通の連結子会社であり、本株式交換による電通の業績予想に与える影響は軽微であると見込んでおり、業績予想の変更はございません。

なお、cci は業績予想の公表はしておりません。

以 上